



午後1時30分 開会

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年3月大治町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番林 哲秀議員、1番池田耕介議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（林 健児君）

議会運営委員会は令和6年2月28日に開会し、令和6年3月定例会の日程を本日から3月22日までの17日間と決定いたしましたので報告いたします。

○議長（松本英隆君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から3月22日までの17日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月22日までの17日間と決定いたしました。

日程第3、議案第2号から日程第10、議案第9号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第2号令和5年度大治町一般会計補正予算（第10号）。

令和5年度大治町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7842万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億8047万8000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、債務負担行為の追加及び廃止は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の廃止及び変更は、第4表地方債補正による。令和6年3月6日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、総務費において、財政調整基金積立金を6271万円、公共施設修繕等基金積立金を3008万8000円増額し、愛知県議会議員選挙費を708万4000円、大治町議会議員選挙費を1243万8000円減額し、民生費において、課税対象である委託事業を非課税として委託していたため、消費税相当額等を事業所へ支払うための経費として2910万4000円を計上し、施設型教育・保育給付費等委託料を1393万6000円増額し、衛生費において、予防接種健康被害給付金を47万7000円増額し、農林水産業費において、森林環境譲与税基金積立金として339万円計上し、消防費において、海部東部消防組合負担金を1055万2000円増額するものでございます。

歳入におきましては、町民税を7465万円、町たばこ税を2866万円、国庫支出金を3110万3000円増額し、県支出金を583万1000円、スポーツセンターリノベーション事業債を4000万円減額するものでございます。

また、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。

議案第3号令和5年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度大治町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4206万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7843万4000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和6年3月6日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、保険給付費において、地域密着型介護サービス給付費を4500万円減額し、地域支援事業費において、訪問型サービス事業費を500万円減額するものでございます。

歳入におきましては、国庫支出金を1155万5000円増額し、支払基金交付金を3235万円、県支出金を1284万4000円及び繰入金金を5646万2000円減額するものでございます。

議案第4号令和6年度大治町一般会計予算。

令和6年度大治町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117億500万円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳

出予算による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5000万円と定める。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和6年3月6日提出、大治町長。

令和6年度の一般会計の予算は、前年度当初予算と比較して16億4100万円増の総額117億500万円とするものでございます。

歳出の主な内容は、総務費において、電子計算業務費5億2920万7000円を初めとして16億3970万2000円、民生費において、障害者自立支援給付費6億6136万5000円、福祉医療費4億1310万円、保育所運営費14億1048万8000円を初めとして55億6838万9000円、衛生費において、感染症対策事業費1億298万3000円、塵芥処理事業費4億3583万9000円を初めとして9億1743万3000円、土木費において、道路維持管理費8512万7000円、砂子防災公園整備事業費2億9658万3000円を初めとして9億5997万4000円、消防費において、海部東部消防組合負担金3億7462万8000円を初めとして4億7054万2000円、教育費において、小学校費5億88万3000円、中学校費1億3640万4000円、スポーツセンター管理運営費1億5313万5000円を初めとして13億2133万円、公債費として、元利償還金5億8956万2000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、町税として42億2440万1000円、地方消費税交付金6億8800万円、地方交付税12億6300万円、国庫支出金として24億3925万8000円、県支出金として10億1507万7000円、町債4億7270万円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第5号令和6年度大治町国民健康保険特別会計予算。

令和6年度大治町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億3069万3000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和6年3

月 6 日提出、大治町長。

令和 6 年度大治町国民健康保険特別会計予算は、前年度当初予算と比較して876万1000円減の総額28億3069万3000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費として17億9428万6000円、国民健康保険事業費納付金として9億6861万円、保健事業費として2599万3000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、国民健康保険税として6億2625万5000円、県支出金として18億3911万円、繰入金として2億8144万8000円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第 6 号令和 6 年度大治町土地取得特別会計予算。

令和 6 年度大治町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4662万9000円と定める。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。令和 6 年 3 月 6 日提出、大治町長。

令和 6 年度の土地取得特別会計の予算は、前年度当初予算と比較して3111万8000円増の総額4662万9000円とするものでございます。

この会計では、普通財産の売払収入と土地開発基金への積立金を計上するものでございます。

議案第 7 号令和 6 年度大治町介護保険特別会計予算。

令和 6 年度大治町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億8764万円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,000円と定める。

第 1 条第 2 項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

第 2 条、地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和 6 年 3 月 6 日提出、大治町長。

令和 6 年度大治町介護保険特別会計の予算は、保険事業勘定については予算総額を前年度当初予算と比較して2845万8000円増の19億8764万円とし、介護サービス事業勘定については、予算総額を前年度当初予算と比較して62万3000円減の1,000円とするものでございます。

保険事業勘定における歳出の主な内容は、総務費につきまして、介護認定審査会費と

して1630万7000円、保険給付費につきましては、介護サービス等諸費として17億7030万9000円、地域支援事業費につきまして、介護予防・生活支援サービス事業費として5911万2000円、地域包括支援センター運営事業費として3236万円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、保険料として4億6003万1000円、国庫支出金として3億8050万3000円、支払基金交付金として5億1984万3000円、県支出金として2億8718万7000円、繰入金として3億4004万5000円をそれぞれ計上するものでございます。

また、介護サービス事業勘定における歳出の内容は、介護サービス事業準備基金利子積立金として1,000円を計上するものでございます。

この財源といたしまして、財産収入として1,000円を計上するものでございます。

議案第8号令和6年度大治町後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度大治町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億3934万4000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。令和6年3月6日提出、大治町長。

令和6年度の後期高齢者医療特別会計の予算は、前年度当初予算と比較して8343万円増の総額8億3934万4000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、広域連合納付金の保険料等負担金として5億1956万9000円、療養給付費負担金として3億172万3000円、広域連合事務費負担金として1202万2000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、後期高齢者医療保険料として4億3956万7000円、一般会計繰入金として3億9929万2000円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第9号令和6年度大治町下水道事業会計予算。

第1条、令和6年度大治町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款、下水道事業収益3億5486万円。支出、第1款、下水道事業費用3億4322万4000円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款、資本的収入4億1285万3000円。支出、第1款、資本的支出、5億1756万4000円。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

第6条、一時借入金の限度額は5000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。(1) 職員給与費5435万4000円。

第9条、下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6298万1000円である。令和6年3月6日提出、大治町長。

下水道事業会計の予算は、支出の主な内容は、管きょ整備工事費として1億6968万円、日光川下流流域下水道事業建設負担金として1174万6000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、国庫補助金として1億1366万円、他会計負担金として1億5201万9000円、他会計補助金として6298万1000円、企業債として2億6494万円をそれぞれ計上するものでございます。

○議長（松本英隆君）

日程第11、議案第10号から日程第21、議案第20号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第10号大治町森林環境譲与税基金条例の制定について。

大治町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定するものとする。令和6年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進及びその他森林整備の促進に関する施策に必要な財源を確保するため制定するものでございます。

議案第11号大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和6年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第12号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について。

大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和6年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するためでございます。

議案第13号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について。

大治町使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和6年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、子育て短期支援事業に係る手数料を負担金として徴収することと整理したため、所要の規定の整備を行うためでございます。

議案第14号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和6年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第15号大治町介護保険条例の一部を改正する条例について。

大治町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和6年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、第1号被保険者の保険料を改定する必要があるためでございます。

議案第16号大治町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町下水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和6年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うためでございます。

議案第17号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和6年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものでございます。

議案第18号大治町道路線の廃止について。

道路法第10条の規定により、大治町道路線を別紙のとおり廃止するものとする。令和6年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、都市計画道路堀之内砂子線の整備に伴い、再認定するため廃止するものでございます。

議案第19号大治町道路線の認定について。

道路法第8条の規定により、大治町道路線を別紙のとおり認定するものとする。令和6年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、都市計画道路堀之内砂子線の整備に伴い、再認定するものでございます。

議案第20号令和5年度大治町一般会計補正予算（第11号）。

令和5年度大治町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ101万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億8148万8000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和6年3月6日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、土木費において、都市計画道路千音寺線の用地買収に係る公有地の拡大の推進に関する法律の運用に伴う税金等の補償を行うため、補償金として101万円計上するものでございます。

歳入におきましては、財政調整基金繰入金を101万円増額するものでございます。

○議長(松本英隆君)

日程第22、請願第1号ボール遊びのできる公園、並びに水害対策用貯水池の建設を求める請願を議題とします。

この請願については、お手元に配付した請願文書表のとおり、所管の各常任委員会に付託します。

日程第23、議員派遣の件についてを議題とします。

本件については、お手元に配付しました表に基づき、1の内容について議員を派遣し



ましたので御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時04分 散会